

令和3年度 地方公共団体及び事業者等による食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業等 公募要領

1. はじめに

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）については、令和元年7月に同法の新たな基本方針を公表するとともに、関係省令等の一部改正を行うなど、他省庁及び地方公共団体等と協力しながら、食品循環資源の再生利用等（食品リサイクル法第3条第1項に規定する食品循環資源の再生利用等をいう。以下同じ。）の促進に努めているところである。

上記の新たな基本方針では、第4次循環型社会形成推進基本計画において2030年度までに2000年度比で半減するとした家庭系食品ロスと同様に、事業系食品ロスについても2030年度までに2000年度比で半減することを掲げ、さらに社会情勢を踏まえたサプライチェーン全体の取組及びそれを支える関連産業との協働による食品ロス削減の取組の推進について明記されている。

また、令和元年5月に成立した食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年5月法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）においては、食料の多くを輸入に依存する我が国にとって、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題であり、国民各層がそれぞれの立場で主体的に取り組むことが重要とされていることから、今後、食品ロスの削減に向けて、より一層取組を強化していく必要がある。

食品ロス削減推進法の成立及び食品リサイクル法の見直し結果を踏まえ、食品ロスの削減・食品リサイクルの推進を実効的に推進するため、地方公共団体や事業者が実施する取組を支援し、その成果を広く発信することで、他の地域への展開・波及を図ることを目的とし、公募を行うものである。

2. 対象事業

(1) 事業の内容

提案内容に応じて、以下4つの部門（部門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）に分けて募集を行う。

部門名	提案・申請内容	募集対象
部門Ⅰ	食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業	地方公共団体 事業者
部門Ⅱ	mottECO 導入モデル事業	地方公共団体 事業者
部門Ⅲ	食品廃棄ゼロエリアモデル事業	地方公共団体 事業者
部門Ⅳ	学校給食における食品ロス削減等に関する取組のモデル事業	地方公共団体

部門Ⅰ 食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業

本モデル事業は、食品関連事業者や市民団体等と連携した先導的な食品ロス削減・食品リサイクルの施策を実施しようとする地方公共団体及び事業者を支援することを目的とし、施策実施に必要な事前調査、関係者との調整、施策の検証等について、その費用の支援及び技術的支援を行うものである。

申請者においては、地域における食品リサイクルの推進、食品ロス削減に資するモデル事業の計画を立案の上、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に、モデル事業の計画を実施する（申請者が必要に応じて他との連携を図りつつ自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする）。

※本モデル事業では以下のような実施内容を想定しています。

- ① 新規性があり、地域の特性を活かした食品リサイクルと食品ロス削減対策の検討と取組の実施
- ② 検討を踏まえた課題の把握、取り組みの実施を踏まえた課題の把握や対策の効果検証。他地域への展開の可能性についても検討されるとなお良い。

<具体的なテーマ例>

- ・ショッピングモール等における効率的な食品循環資源等の回収・収集に向けた検討・実証
- ・地域内の飲食店における食べ残しの持ち帰りの導入可能性調査
- ・ナッジを活用した消費者行動変容による食品ロス削減のため検討・検証
- ・新型コロナウイルス感染症対策により定着した「新しい生活様式」における食品ロス対策の効果検証・実証
- ・発生する食品廃棄物の特性の分析等を踏まえた再生利用手法の検討
- ・地域における再生利用事業者の事業拡大、育成・誘致を図るための検討・支援

※なお、上記はあくまで一例であり、地域の実情に応じた創意工夫による食品ロス削減、食品リサイクル推進に向けた自由な提案を求めるものです。

※なお、事業実施の前に、環境省リサイクル推進室と計画内容についての事前調整を図る場合があります。

部門Ⅱ mottECO 導入モデル事業

本モデル事業は、地方公共団体や事業者が飲食店等において mottECO¹の導入を行うものである。また、mottECO の導入だけでなく、導入のための方策検討や導入時の課題整理、事業継続のためのスキーム検討、普及啓発資材の活用、消費者への自己責任の呼びかけ方法等の検討・検証・調査、関係者との調整等について、その費用の支援及び技術的支援を行うものである。

申請者においては、mottECO 導入モデル事業の計画を立案の上、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に、計画に基づく事業の実施とその効果の検証を行う（申請者が必要に応じて他との連携を図りつつ自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする）。

※本モデル事業では以下のような実施内容を想定しています。

¹ 「mottECO」：飲食店で食べ残したものを持ち帰る行為の名称。

- ① mottECO 導入
- ② 衛生面の配慮、利用者の自己責任に関する啓発方法の検討
- ③ mottECO 導入についての課題整理や効果検証方法
- ④ 横展開及び事業継続させるためのスキーム検討

※なお、すでに持ち帰りを行っている（拒否していない）事業者であっても、更に力を入れて積極的に推進したいなど、mottECO の普及促進に資する事業の応募を妨げるものではありません。

※なお、事業実施の前に、環境省リサイクル推進室と計画内容についての事前調整を図る場合があります。

部門Ⅲ 食品廃棄ゼロエリアモデル事業

本モデル事業は、地方公共団体や事業者が特定のエリア内の食品廃棄ゼロを目標とし、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを活用した施策実施に必要な事前調査、関係者との調整支援等について、その費用の支援及び技術的支援を行うものである。

申請者においては、特定のエリア内の食品廃棄ゼロのモデル事業の計画を立案の上、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に、計画に基づく事業の実施を行う（申請者が必要に応じて他との連携を図りつつ自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする）。

※本モデル事業では以下のような実施内容を想定しています。

- ① 特定エリア内で食品廃棄ゼロを達成する方策検討及びそのための調査検討・調整の実施
- ② 食品廃棄ゼロ達成のための課題整理
- ③ 事業実施期間内のゴール（目標）設定
- ④ 事業実施後のゼロエリア拡大又は横展開の可能性検討があるとよい

＜具体的なテーマ例＞

- ・地域の商店街から出る食品廃棄物を、普及啓発や食品ロス削減施策の実施、食品リサイクルの実施によりゼロにするための調査・検討（＋一部取組実施も可）。
- ・商業ビル内の飲食店や小売店から出る食品廃棄物を、mottECO の実施、食品リサイクルの実施、フードバンクへの寄附等の実施によりゼロにするための調査・検討（＋一部取組実施も可）。

※なお、上記はあくまで一例であり、地域の実情に応じたエリアによる食品ロス削減施策、食品リサイクル方法の活用等、様々な方法で食品廃棄ゼロエリア創造に向けた自由な提案を求めるものです。（エリアの大小は問いません。また、本モデル事業内で必ずしも食品廃棄ゼロにする必要はありませんが、将来的な達成ゴールは食品廃棄ゼロとなるよう

にしてください。)

※なお、事業実施の前に、環境省リサイクル推進室と計画内容についての事前調整を図る場合があります。

部門Ⅳ 学校給食における食品ロス削減等に関する取組のモデル事業²

本モデル事業は、市区町村が、市区町村教育委員会、学校関係者、関係事業者等の地域の関係者と協力し、学校給食の実施に伴う食品ロスの削減を含む食品廃棄物の3Rの実施や、3Rを教材とした食育・環境教育の実施、地域循環共生圏の形成・高度化の取組を支援するものである。

申請者においては、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に、計画に基づく事業の実施とその効果の検証を行う（申請者が必要に応じて他との連携を図りつつ自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする）。

※本モデル事業では以下のような実施内容を想定しています。

- ① 地域の学校給食の実態にあわせた食品ロス削減等に関する取組の検討と実施
- ② 取り組みの効果検証
- ③ 取り組みの継続方法の検討や横展開の可能性検討があるとなおよい

＜具体的なテーマ例＞

- ・ 市区町村内の学校における学校給食の実施に関し、食品ロス削減に係る取組の実施及びその効果検証
(例：児童・生徒による食べ残し削減策の話し合い、動画・スライドでの食品ロス削減に向けた意識啓発等)
- ・ 市区町村域における学校給食の実施に伴い発生する食品廃棄物（調理残さ、食べ残し等）についての再生利用（飼料化、肥料化等）に係る取組の実施及びその効果検証
- ・ 上記の再生利用により製造された飼料、肥料等及びこれらを利用して生産された農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品等について市区町村内又は近隣の地域において利用する地域循環の取組の実施及びその効果検証
- ・ 食品廃棄物に関する取組に加えて行う、学校給食の実施に関連して発生する廃棄物の3Rの取組の実施及びその効果検証
- ・ 食品ロス削減、食品廃棄物の再生利用等を題材とした、児童・生徒の3Rの理解を高めるための教育実施及びその効果検証

² 環境省では、平成27年度から学校給食における食品ロスの削減を含む食品廃棄物の3R促進や、これらの学習教材としての活用を促進するためのモデル事業として「学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業」を実施しており、食品ロスの取組のさらなる推進を図るため、応募・募集の方法を変更し、令和3年度も実施するもの。過去の取組成果については、環境省ウェブサイトを参照（https://www.env.go.jp/recycle/food/kanren_siryo.html）。

(2) 公募の対象

申請者は部門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについては地方公共団体（都道府県、市区町村）及び事業者（食品関連事業者等）を原則とする。ただし、複数の地方公共団体や事業者が共同で提案することを妨げない。部門Ⅳについては地方公共団体（都道府県、市区町村）を原則とする。ただし、地方公共団体が民間団体等と共同で提案すること、複数の地方公共団体と共同で提案することを妨げない。部門Ⅰについては3件程度、部門Ⅱ～Ⅳについてはそれぞれ2件程度の採択を予定。

(3) 事業の助成内容

本事業では、申請者の事業計画に沿って、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者が技術的支援を行う（期間中3回程度の打合せを想定。例えば、事業内容全般に関する意見交換・助言、専門家派遣、効果測定の支援（アンケート設問内容の意見出し）など）とともに、事業実施に係る実費として、部門Ⅰ及びⅢ、Ⅳについては、1事業当たり概ね200万円（税込）まで、部門Ⅱについては、1事業当たり概ね500万円（税込）までを上限に、必要経費に係る支払いを行うことが可能。

具体的な額については、環境省担当官及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者が検討し、事業計画の熟度・実現可能性や具体性に応じて減額される場合がある。※決定される事業費は、申請者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

(4) 事業対象経費

各事業のうち、モデル事業等の実施に必要となる費用、会議・調整のための費用（例えば、会場費、構成員の交通費・謝金など）、広報・PRのための費用（例えば、ポスターやパンフレットの作成費用、その配布費用）、調査・検討・分析の費用（例えば、アンケート調査の実施費用）、その他必要と認められる経費（例えば mottECO 用容器の製造・購入費、ただし開発料等は含まれません）に該当する費用とし、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者から支払う。

※備品購入や施設整備など事業終了後に財産となるような支出、単価が5万円を超える物品の計上は不可とする。

(5) 事業の実施期間

令和3年4月頃（採択後）から令和4年2月28日まで

※本モデル事業等の実施に際して、有識者等からの助言を得るため、会合・報告会を開催する場合がある（年度内に最大2回、場所は東京都内若しくはオンラインを予定）。会合・報告会出席にもなう旅費については、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者から支払う。なお、単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずる。

(6) 事業の成果報告

事業の成果を報告書としてとりまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、得られた効果（達成した成果）、課題の整理及び今後の対応策・展望等を想定するが、詳細は採択決定後に環境省及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者とも協議することとする。

3. 応募方法等

(1) 応募方法

添付資料2の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記(3)の宛先まで電子メールで提出すること。部門ごとに記載内容が異なるので注意。

(2) 公募期間

令和3年3月1日(月)～3月31日(水)

(3) 応募先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

食品ロス・食品リサイクル担当(野村)

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：TOSHIKI_NOMURA@env.go.jp

(4) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

食品ロス・食品リサイクル担当(野村・前田)

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：TOSHIKI_NOMURA@env.go.jp・RISA_MAEDA@env.go.jp

※可能な限り Email でのお問い合わせをお願いいたします。

TEL：03-3581-3351(内線7894・7895)

4. 選定方法・基準等

(1) 選定方法

環境省において、食品リサイクル推進・食品ロス削減の効果、他地域への展開可能性などの観点から、対象事業を選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を依頼する場合がある。

(2) 選定基準

モデル事業等の選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

(ア) 事業の有効性

- ・食品リサイクル推進、食品ロス削減の促進に資するものであるか。(全部門)
- ・mottECO導入の促進に資するものであるか。(該当する場合、特に部門Ⅱ)
- ・期待される効果と事業費との妥当性(全部門)

(イ) 事業としての発展性・波及性

- ・当該モデル事業等のさらなる発展や他の地域、同業他社への展開が可能なものであるか。(全部門)

(ウ) 事業の具体性・実現可能性・継続性

- ・実施計画書の計画が具体的に記入されているか。(全部門)
- ・事業の成果目標が具体的に記入されているか。(全部門)
- ・事業の効果検証や課題整理の方法が具体的に記入されているか。(全部門)
- ・事業の推進体制として、事業成果の取りまとめ、環境省との連絡調整等に対応し得る体制が整えられているか。(全部門)
- ・関連団体等（事業者、NPO等）との円滑な協力や連携が図られているか。(該当する場合)
- ・本事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。(全部門、特に部門Ⅱ及びⅢ)

(3) 選定結果

選定結果は、令和3年4月中に申請者へ文書等により通知する。

5. その他（注意事項など）

- ①採択された場合は、事業内容の詳細について環境省と打ち合わせた上で、モデル事業等を実施する者として環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に事業を開始する。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者に従い提出すること。
- ②事業の終了後、事業成果のフォローアップ等のため、報告等を求める場合がある。
- ③事業の進捗に応じ、環境省への報告等が別途求められる場合がある。